米沢新高校の早期整備を実現する会 規約

（名　　称）

第 1 条　本会の名称は、「米沢新高校の早期整備を実現する会」とする。

（目　　的）

第 2 条　本会は、山形県立米沢興譲館高等学校と山形県立米沢東高等学校の統合の早期推進、新高校統合後の市街地中心部への設置、米沢市への中高一貫校設置のため、上記両校・両校同窓会、関係団体・機関、行政等とともに、早期推進に向けた活動をおこなうことを目的とする。

（事　　業）

第 3 条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）広報ＰＲ活動の実施

（2）懇談会や勉強会等の開催

（3）先進事例の調査・研究等の実施

（4）その他目的達成のため必要と認める事項

（会　　員）

第 4 条　本会は趣旨に賛同する者及び団体をもって組織する。

（役　　員）

第 5 条　本会に次の役員を置く。

（1）会　長　　1名

（2）副会長　　若干名

（3）幹　事　　若干名

（4）監　事　　2名

2．会長、副会長は、会員による互選とする。

3．幹事ならびに監事は会長が指名・または委嘱する

（役員の職務）

第 6 条　会長は会務を総理し、本会を代表する。

2　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3　幹事は事業推進のため各事業の企画・立案や運営をおこなう。

4．監事は本会計を監査する。

（役員の任期）

第 7 条　役員の任期は２年とし、再任は妨げない。

（会　　議）

第 8 条　本会の会議は、正副会長会議、幹事会とし、会長が招集する。

２．正副会長会議、幹事会は必要に応じて開催し、会の運営に必要な事項を審議する。

３．正副会長会議の議長は会長が当たる。

（事 務 局）

第 9 条　本会に事務局を置く。

２．事務局は米沢商工会議所内に置く。

３．事務局員は、米沢商工会議所の職員をもって充てる。

（経　　費）

第１０条　本会の運営に要する経費は、負担金、賛助金、会費、その他の収入をもって充てる。

２．会費及び納入については別途定める。

３．本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（そ の 他）

第１１条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附　　則

・第７条の任期について、初年度は、令和７年 12 月１日から令和８年 11 月 30 日までとする。

・第１０条第３項の会計年度について、初年度は、令和７年 12 月１日から令和８年 11月 30 日までとする。

・この規約は、令和７年12月１日から施行する。